

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
7月14日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....
 - 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....
 - 保安林の指定(萩市)(二件)(森林整備課).....
 - 公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課).....
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課).....
 - 一般競争入札の実施(水産振興課).....
 - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....
- 雑報
 - 県報の正誤(平成二十八年十一月二十二日山口県公告(四七二)).....



山口県告示第二百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所名称	介護予防事業所所在地	事業の種類	廃止年月日
医療法人啓愛会	岩国市周東町下久原二四八の一	医療法人啓愛会みどり歯科クリニック	岩国市周東町下久原二四八の一	居宅療養管理指導	平成二八、一二、三一

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所名称	介護予防事業所所在地	事業の種類	廃止年月日
医療法人啓愛会	岩国市周東町下久原二四八の一	医療法人啓愛会みどり歯科クリニック	岩国市周東町下久原二四八の一	介護予防居宅療養管理指導	平成二八、一二、三一

山口県告示第二百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所名称	居宅介護事業所所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社アルス	宇部市岬町一丁目七番六号	ひまわり薬局	宇部市西小串一丁目三番一五号	居宅療養管理指導	平成二九、一六、一
有限会社ティアラ	周南市清水町四番八一二二番	みさき薬局	岬町一丁目七番六号	居宅療養管理指導	平成二八、一二、一
社会福祉法人ひかり苑	光市岩狩三丁目一番二二番	レモン薬局	周南市弥生町二丁目八番	特定施設入居者生活介護	平成二九、一六、一
		ケアハウスひかり苑	光市大字三井一〇四六の一	特定施設入居者生活介護	平成二九、一五、一

山口県告示第二百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名又は住所又は主たる事務所 の所在地	介護予防事業者 の名称	介護予防事業所 の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社アルス	宇部市岬町一丁目七番六号	ひまわり薬局	介護予防居室 療養管理指導	平成二九、 六、 一
〃	〃	みさき薬局	〃	平成二八、 二、 〃
有限会社ティアラ	周南市清水町四番八―二号	レモン薬局	〃	平成二九、 六、 〃
社会福祉法人ひかり苑	光市岩狩三丁目一番二号	ケアハウスひかり苑	介護予防特定 施設 居 住 者 生 活 介 護	〃 五、 〃

山口県告示第二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十九年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所
萩市川上字洗川三九六八の一から三九六八の四まで、三九六八の六、宇野戸呂四〇一三の四、宇野戸呂郷四〇一四の一、四〇一四の三
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

山口県告示第二百七十四号

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十九年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所
萩市川上字道立山三九一九の三一
 - 二 指定の目的
名所又は旧跡の風致の保存
 - 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとお

り公有水面の埋立ての免許の申請があった。
 同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十九年七月十四日から同年八月三日までの間、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び周防大島町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年七月十四日

久賀港港湾管理者

山口県

山口県知事

村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字久賀字新蔵浜四七四九の二八及び四七四九の三五に沿接する道路から同大字字中辻北五一二四の三に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を結ぶ平成二十八年秋分の満潮位(D. L. 十三・五〇メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と追原導流堤との境界線、2の地点から44の地点までを順次結んだ線、44の地点と45の地点を結ぶ満潮位における公有水面と天満町防波堤との境界線、45の地点と46の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、46の地点と47の地点を結ぶ昭和四十二年四月十八日付け指令港湾第四二六号でしゅん功認可された埋立地(以下「昭和四十二年埋立地」という。)と公有水面との境界線(D. L. 十三・六〇メートル)、47の地点と48の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、48の地点と49の地点を結ぶ昭和四十二年埋立地と公有水面との境界線(D. L. 十三・六〇メートル)、49の地点と50の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線及び1の地点と50の地点を結ぶ昭和四十二年埋立地と公有水面との境界線(D. L. 十三・六〇メートル)に囲まれた区域

1の地点 大島郡周防大島町大字久賀字大緑の久賀中学校四等三角点(北緯三三度

五六分四七・五〇四秒東経一三二度一五分四八・五〇四秒)(以下「基準点」という。)から三四六度〇五分〇二秒二二六・〇五メートルの地点

2の地点 1の地点から二八度〇二分三九秒一・一九メートルの地点

3の地点 2の地点から五九度〇七分五六秒〇・二五メートルの地点

4の地点 3の地点から一〇六度一五分五五秒三〇・八七メートルの地点

5の地点 4の地点から一〇四度二〇分三三秒三・一三メートルの地点

6の地点 5の地点から一〇三度〇九分一五秒三・九一メートルの地点

7の地点	6の地点から一〇一度三九分一六秒六・〇一メートルの地点
8の地点	7の地点から九九度三二分二〇秒一・九八メートルの地点
9の地点	8の地点から九九度三一分三三秒三・五一メートルの地点
10の地点	9の地点から九九度三一分三三秒一・二六メートルの地点
11の地点	10の地点から一〇三度〇一分三五秒五・〇〇メートルの地点
12の地点	11の地点から一〇三度一八分一七秒五・〇〇メートルの地点
13の地点	12の地点から一〇三度三五分二一秒五・〇〇メートルの地点
14の地点	13の地点から一〇三度五四分一九秒五・〇〇メートルの地点
15の地点	14の地点から一〇四度一二分五七秒五・〇〇メートルの地点
16の地点	15の地点から一〇四度二九分三四秒五・〇〇メートルの地点
17の地点	16の地点から一〇四度四八分一八秒五・〇〇メートルの地点
18の地点	17の地点から一〇五度〇六分一三秒五・〇〇メートルの地点
19の地点	18の地点から一〇五度二四分〇三秒五・〇〇メートルの地点
20の地点	19の地点から一〇五度四二分〇八秒五・〇〇メートルの地点
21の地点	20の地点から一〇六度〇〇分〇七秒五・〇〇メートルの地点
22の地点	21の地点から一〇六度一八分〇一秒五・〇〇メートルの地点
23の地点	22の地点から一〇六度三五分五四秒五・〇〇メートルの地点
24の地点	23の地点から一〇六度五四分〇五秒五・〇〇メートルの地点
25の地点	24の地点から一〇七度一分五五秒五・〇〇メートルの地点
26の地点	25の地点から一〇七度二九分五八秒五・〇〇メートルの地点
27の地点	26の地点から一〇七度四七分五五秒五・〇〇メートルの地点
28の地点	27の地点から一〇八度〇五分四八秒五・〇〇メートルの地点
29の地点	28の地点から一〇八度二三分五〇秒五・〇〇メートルの地点
30の地点	29の地点から一〇八度四一分四九秒五・〇〇メートルの地点
31の地点	30の地点から一〇八度五八分五〇秒四・四八メートルの地点
32の地点	31の地点から一〇九度〇八分一九秒二五・五二メートルの地点
33の地点	32の地点から一〇九度〇八分一九秒四・五五メートルの地点
34の地点	33の地点から一〇九度〇八分一九秒八・九七メートルの地点
35の地点	34の地点から一〇九度〇八分一九秒五・六七メートルの地点
36の地点	35の地点から一〇九度〇八分一九秒一六・八七メートルの地点
37の地点	36の地点から一〇八度〇二分四五秒二六・四五メートルの地点
38の地点	37の地点から九七度三二分二〇秒四三・二六メートルの地点
39の地点	38の地点から一〇二度四六分〇九秒一五・〇一メートルの地点
40の地点	39の地点から一〇七度二九分五一秒二四・七六メートルの地点

- 41の地点 40の地点から九九度五六分一五秒三・八六メートルの地点
- 42の地点 41の地点から九九度三九分二八秒二・八八メートルの地点
- 43の地点 42の地点から九九度〇九分二七秒九・一七メートルの地点
- 44の地点 43の地点から一〇九度四三分〇二秒一・〇二メートルの地点
- 45の地点 44の地点から一九三度四九分〇〇秒八・八〇メートルの地点
- 46の地点 45の地点から二六二度四一分五九秒五・七五メートルの地点
- 47の地点 46の地点から二八四度二八分五九秒一三八・二七メートルの地点
- 48の地点 47の地点から二八九度〇七分五六秒一八・七七メートルの地点
- 49の地点 48の地点から二八八度一分四三秒一三一・三二メートルの地点
- 50の地点 49の地点から二八八度一七分〇五秒一五・三〇メートルの地点

(三) 面積

二、九一〇・七六平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字久賀字竜頭下四七六四の二一及び四七六四の二二、同大字字新開五一二三の二、五一二三の一四及び五一二三の一五、同大字字中辻北五一二四の二及び五一二四の三、同大字字新蔵浜四七四九の二から同字四七四九の三五までに沿接する道路、同大字字蔵浜四七四九の九に沿接する水路、同大字字竜頭下四七五〇に沿接する道路、同字四七六四の二二に沿接する水路、同大字字新開五一二三の一五に沿接する道路、同字五一二三の一四に沿接する道路、同字五一二三の一四に沿接する道路に沿接する水路、同字五一二三の一四に沿接する道路に沿接する水路に沿接する道路並びに同大字字熊本北五四一三の一三に沿接する道路地内並びに同大字字新蔵浜四七四九の二から同字四七四九の三五までに沿接する道路から同大字字熊本北五四一三の一三に沿接する道路に至る土地の地先

(二) 区域

次の①の地点から⑤⑥の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑤⑥の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から三四二度四九分五九秒二二三・〇五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二四度四四分〇二秒三九・一八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から八七度三二分二四秒三七・八六メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一〇四度〇八分二四秒一四・九二メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一〇六度三五分二五秒一四・九二メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一一四度一四分四一秒八一・七八メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一〇四度四〇分五三秒六三・二一メートルの地点

- ⑧の地点 ⑦の地点から一九二度四四分五五秒一六・〇七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二七八度三三分五三秒二・一七メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一九三度五七分二五秒三〇・九四メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二七九度四七分二〇秒四・三八メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二五三度五三分三秒四・六四メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から二七六度五〇分四〇秒九・六六メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から二七九度〇〇分一三秒一六・四〇メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から二七九度四四分三九秒九・四五メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から二七七度〇四分二七秒一・一九メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二八〇度〇四分四七秒一・二七メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から二七八度二分二秒二・〇五メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から二七七度三三分三〇秒四・六七メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から二八四度四八分五七秒一・七六メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から二八四度一〇分一〇秒九・一三メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から二八七度一五分〇六秒四・六二メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から二八八度二三分四八秒六・八〇メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から二九〇度三三分三七秒〇・九二メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から二八七度五一分〇三秒一三・四八メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から二八八度四五分二六秒一七・六八メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から二八四度〇五分三一秒一・六八メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から二八四度三九分五七秒一九・五三メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から二八六度二五分〇一秒一四・一六メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から三一三度三七分二五秒一・七七メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から二九八度四四分一秒二・六九メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から二九五度四九分五〇秒五・七六メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から二九五度四九分五〇秒一・〇〇メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から二九五度二四分一九秒八・一二メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から二八七度五三分二四秒〇・九八メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から二八七度五三分二四秒一・四二メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から二八七度四八分一二秒一・〇二メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から二八九度二五分五〇秒一二・七九メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から二八八度三六分五九秒一〇・一九メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から二八六度二六分四〇秒一・七二メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から二八八度三四分五九秒八・三七メートルの地点

- ④2の地点 ④1の地点から二八九度五三分三七秒八・九八メートルの地点
- ④3の地点 ④2の地点から二九〇度一八分〇七秒一・二二メートルの地点
- ④4の地点 ④3の地点から二八八度三二分〇〇秒七・五五メートルの地点
- ④5の地点 ④4の地点から二八八度二四分〇八秒八・三七メートルの地点
- ④6の地点 ④5の地点から二八八度二四分〇八秒〇・八六メートルの地点
- ④7の地点 ④6の地点から二八八度二三分五八秒一六・四八メートルの地点
- ④8の地点 ④7の地点から二八七度二三分二四秒一〇・二六メートルの地点
- ④9の地点 ④8の地点から二八七度三三分〇九秒〇・九七メートルの地点
- ⑤0の地点 ④9の地点から二八八度〇四分〇四秒一六・〇一メートルの地点
- ⑤1の地点 ⑤0の地点から二八八度〇二分〇七秒一・八七メートルの地点
- ⑤2の地点 ⑤1の地点から二八八度〇二分〇七秒七・四九メートルの地点
- ⑤3の地点 ⑤2の地点から二八八度〇二分〇七秒一・四〇メートルの地点
- ⑤4の地点 ⑤3の地点から二八八度〇二分〇七秒二・一八メートルの地点
- ⑤5の地点 ⑤4の地点から二八八度五四分四七秒二六・六八メートルの地点
- ⑤6の地点 ⑤5の地点から二八八度五六分四四秒一〇・八一メートルの地点

(三) 面積

二〇、一四三・六七平方メートル

三 埋立地の用途

用途	配置	規模
道路用地	埋立地の南側に配置	約二、五〇〇平方メートル
防災施設用地	埋立地の北側に配置	約四一〇平方メートル

四 出願人

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

五 出願の年月日

平成二十九年七月六日



(二〇八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十九年七月十四日から同年十一月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 藤田 敏彦

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ハニーズ	株式会社ハニーズホールディングス

四 届出年月日

平成二十九年六月二十七日

五 変更年月日

平成二十八年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 山口市道場門前二丁目二番二四号	変更後 山口市中市町一番一八号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社わたなべ	

四 届出年月日
 平成二十九年六月二十七日
 五 変更年月日
 平成二十八年六月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 おのだサンパーク
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後 有限会社さひめの風
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	鳥根県大田市大田町大田口一三二六の一八	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	三谷 秀人	

四 届出年月日
 平成二十九年六月二十七日
 五 変更年月日
 平成二十八年十一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三 変更に係る事項の概要
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 水野 優治	変更後 後藤 達也
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ヒマラヤ	

四 届出年月日
 平成二十九年六月二十七日
 五 変更年月日
 平成二十八年十二月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 おのだサンパーク
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社レブハウス	変更後 株式会社レプレゼント
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	東京都世田谷区太子堂一丁目四番二四号	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	東京都渋谷区神宮前六丁目一七番一一号	

四 届出年月日
 平成二十九年六月二十七日
 五 変更年月日
 平成二十八年十二月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 おのだサンパーク
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号
 代表者の氏名 藤田 敏彦
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更	変更
株式会社プレジャーゾーン	藤井 豊	変更	変更
	田中 秀男		変更

- 四 届出年月日
 平成二十九年六月二十七日
- 五 変更年月日
 平成二十八年十二月二十六日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 おのだサンパーク
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号
 代表者の氏名 藤田 敏彦
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更	変更
株式会社三貴		

- 四 届出年月日
 平成二十九年六月二十七日
- 五 変更年月日
 平成二十九年三月三日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 おのだサンパーク
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号
 代表者の氏名 藤田 敏彦
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更	変更
株式会社ワールド		

- 四 届出年月日
 平成二十九年六月二十七日
- 五 変更年月日
 平成二十九年三月三十一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 おのだサンパーク
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号
 代表者の氏名 藤田 敏彦
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更	変更
株式会社アルカスインターナショナル		
株式会社アルカスインターナショナル		
株式会社スタイルフォース		
株式会社アルカスインターナショナル		
株式会社スタイルフォース		

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社スタイルフォース	株式会社スタイルフォース	株式会社アルカスインターナショナル	株式会社スタイルフォース	神戸市中央区港島中町六丁目八番一号
届出年月日	平成二十九年六月二十七日	平成二十九年六月二十七日	平成二十九年六月二十七日	平成二十九年四月一日	
変更年月日					
変更に係る事項の概要					
変更に係る事項	変更	前	後		
大規模小売店舗の名称及び所在地	おのだサンパーク	山陽小野田市中川六丁目四番一号	山陽小野田市中川六丁目四番一号	山陽小野田市中川六丁目四番一号	代表者の氏名 藤田 敏彦

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 おのだサンパーク
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号
 代表者の氏名 藤田 敏彦

三 変更に係る事項の概要
 変更に係る事項 変更 前 後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社音光	変更	前	後	
---------------------------	--------	----	---	---	--

四 届出年月日

平成二十九年六月二十七日

五 変更年月日

平成二十九年五月十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号

代表者の氏名 藤田 敏彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更	前	後	
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更	前	後	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	変更	前	後	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	丸山 雅史	Asimeエステール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目三番一三三号	

四 届出年月日

平成二十九年六月二十七日

五 変更年月日

平成二十九年五月二十六日

(二〇九) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十九年七月十四日から同年十一月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス東岐波店

所在地 宇部市大字東岐波二一八二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社九州リースサー 福岡市博多区博多駅前四丁目三番一八号 古賀 恭介

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更	前	後	
大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の名称	店(仮称)ダイレックス東岐波	ダイレックス東岐波店	

四 届出年月日

平成二十九年六月二十九日

五 変更年月日

平成二十九年六月二十一日

(三二〇) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成二十九年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十九年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

(二) 漁業取締船せきしよりの中間検査業務(船体部) 一式

(三) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(四) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百二十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十九年山口県告示第三十三号)に基づく資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

平成二十九年八月二十一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十九年八月二十二日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県漁業調整委員会室

(二) 日時

平成二十九年八月二十二日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 契約書の作成の要否
要

(三) 契約保証金
免除する。

(四) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十九年八月八日午後五時までに、山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三三三九一五）に申請書を提出する。）。

(五) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課（電話〇八三一九三三三三三五三〇）に問い合わせる。）。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A midterm inspection of the hull of the fisheries patrol boat *Sekisho*

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3530)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 21, 2017
(In case of bringing a tender: 10:00 A.M. August 22, 2017)

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

(二) 漁業取締船せきしよの中間検査業務（機関部） 一式

(三) 業務の内容
入札説明書及び仕様書による。

(四) 履行期間
入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十七年山口県告示第二百二十二号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成二十九年山口県告示第三十三号）に基づく資格審査において、機械、機器及び金属製品について特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

平成二十九年八月二十一日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成二十九年八月二十二日午前十一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県漁業調整委員会室

(二) 日時

平成二十九年八月二十二日午前十一時

七 入札保証金

八 免除する。
無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。

- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十九年八月八日午後五時までに、山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三三九一五）に申請書を提出する（注）。
- (六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課（電話〇八三一九三三三三三三〇）に問い合わせる（注）。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the service to be required: A midterm inspection of the engine room of the fisheries patrol boat *Sekisho*
- (3) Term of the contract: Specified in the tender manual
- (4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3530)
- (5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 21, 2017

(In case of bringing a tender: 11:00 A.M. August 22, 2017)

(二一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年七月十四日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字下田布施字風呂ノ本及び字中浜
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡田布施町大字下田布施二〇九番地の一
大晃ホールディングス株式会社



正 誤

平成二十八年十一月二十二日山口県公告（四七二）（大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出）

ページ	七	段	上	箇所	表中
誤					
株式会社ライフグローバライズ		株式会社三和システム			
正					

平成二十九年七月十四日印刷
発行

発行人

山口県知事

株式会社ライフグローバライ